

平成24年度介護職員処遇改善加算の取扱いについて

これまでの介護職員処遇改善交付金が廃止され、平成24年度から介護報酬の中に介護職員処遇改善加算が創設されます。

【平成24年3月31日時点で「介護職員処遇改善交付金」の承認を受けている事業所】

- 当該事業所については、平成24年5月31日(予定)までに改善計画書等の届出を行うことを条件に、平成24年3月31日時点の交付金の承認内容を平成24年4月1日時点の介護職員処遇改善加算の届出内容とみなす経過措置が設けられています。(5月31日(予定)までに届出がない場合は、4月1日に遡って加算「なし」となります。)
- 当該事業所が介護職員処遇改善加算を算定する場合は、確認のため、別紙「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(改定用)」の該当欄に(1なし 2加算Ⅰ 3加算Ⅱ 4加算Ⅲ)のいずれかに○を記入してください。

介護職員処遇改善交付金の承認状況 (平成24年3月31日時点)	介護職員処遇改善加算 (平成24年4月1日時点)
減算なし(100%) キャリアパス要件及び定量的要件をすべて満たす対象事業所	2 加算Ⅰ (100%)
10%減算(90%) キャリアパス要件又は定量的要件のいずれかを満たす対象事業所	3 加算Ⅱ (90%)
20%減算(80%) キャリアパス要件及び定量的要件のいずれも満たしていない対象事業所	4 加算Ⅲ (80%)

(参考)

介護職員処遇改善交付金の承認なし	1 加算なし(0%)
------------------	------------

* 処遇改善交付金については、大阪府福祉部高齢介護室居宅事業者課処遇改善交付金グループのホームページをご覧ください。http://www.pref.osaka.jp/jigyoshido/shogu_kaizen/index.html

【平成24年3月31日時点で「介護職員処遇改善交付金」の承認を受けていない事業所】

- 4月から新たに介護職員処遇改善加算を算定する場合は、加算届とは別に改善計画書等の届出書類を平成24年3月26日(月)までに提出してください。

【留意事項】

- 複数の介護サービス事業所をもつ事業者については、改善計画書記載事項を一括して作成することができますが、大阪府内で事業所の所在する市町村が複数にまたがる場合、権限を有する市町村又は大阪府(事務移譲市町村は当該市町村単位、その他市町は大阪府)ごとにそれぞれ提出してください。

※詳細は、通知「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」など厚生労働省、大阪府や柏原市のホームページ等で必ず確認ください。